

# 介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 財政運営について

介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化すること。

## 2. 低所得者対策等について

(1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

特に、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための1,300億円は確実に確保すること。

(2) 認知症対応型共同生活介護について、低所得者の居住費・食費に対する負担軽減措置を講じること。

(3) 難病や認知症の方が必要なサービスを受けることができるよう、支援の在り方を検討すること。

## 3. 介護サービスの基盤整備等について

(1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、財政措置を含む必要な対策を講じること。

特に、介護基盤緊急整備等臨時特例基金による整備支援事業を継続すること。

また、現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況に鑑み、国の責任において早急に適切な措置を講じること。

(2) 地域密着型特別養護老人ホームの居室面積の基準要件を緩和すること。

(3) 市町村認知症施策総合推進事業を引き続き実施すること。

(4) 特別養護老人ホームのユニット型個室について、適切な負担で利用できるような対策を講じること。

#### 4. 第1号保険料について

- (1) 第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。
- (2) 介護保険料の算定基礎について、特別控除等の適用対象とし、他制度との整合を図ること。

また、特別徴収された介護保険料について、被保険者を扶養する親族の社会保険料控除の対象となるよう、特例措置を講じること。

#### 5. 要支援認定について

要支援に再認定された場合の認定有効期間について 24 か月まで設定できるよう見直すこと。

#### 6. 介護報酬等について

- (1) 平成 27 年度以降の次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、報酬体系を簡素化するとともに、適切な人材の確保、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえて適切に報酬を設定すること。
- (2) 介護保険の円滑な運営に資するため、従事者を確実に確保するとともに、介護報酬の一定割合が確実に従事者の給与に反映される仕組みを構築すること。

#### 7. 東日本大震災関係について

- (1) 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (2) 被災者の生活再建を支援する介護保険の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、平成 24 年 10 月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。
- (3) 被災自治体が取り組む介護職員確保対策について、財政的支援を行うこと。

#### 8. その他

- (1) 介護保険制度の見直しに当たっては、都市自治体の意見を十分反映させるとともに、混乱を招かないよう、十分な準備期間の設定や速やかな情報提供を行うこと。

また、システム改修等の準備経費や人員体制の確保のための人件費等について、実態の把握等に努めるとともに、十分な財政措置を講じること。

- (2) 介護保険制度における「住所地特例」について、救護施設等の福祉施設やサービス付き高齢者向け住宅まで適用範囲を拡大するなど、適切な措置を講じること。
- (3) 保険者が回収できなかった介護給付費の不正請求等の収入未済額について、被保険者が負担する仕組みを改め、国の責任において適切な予算措置を講じること。